

## 議員の派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和5年9月12日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志

### 記

- 1 十勝町村議会議長会主催議員研修会
  - (1) 目 的 議員としての識見を高め、議会活性化に資するため
  - (2) 派遣場所 幕別町百年記念ホール
  - (3) 派遣期間 令和5年11月13日(月)(1日間)
  - (4) 派遣議員 全議員
  
- 2 その他 上記の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。